

表1

山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例の  
対象事業の種類・規模一覧(概要)

事業の種類	事業の要件
1 建築物の新築及び増築の事業	建築物の新築 高さは建築面積若しくは延べ面積が知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める高さ又は建築面積若しくは延べ面積(1)を超えるもの 建築物の増築 知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める高さ又は建築面積若しくは延べ面積(1)を超えるものの増築(増築後において、その高さは建築面積若しくは延べ面積が知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める高さ又は建築面積若しくは延べ面積(1)を超えるものとなる場合における増築を含む。)
2 鉄塔の新築及び増築の事業	鉄塔の新築 高さ30m超 鉄塔の増築 高さ30m超(増築後において、その高さが30mを超えるものとなる場合における増築を含む。)
3 ガム(河川法第3条第2項のガムを除く。) の新築及び増築の事業	ガムの新築 高さ20m超 ガムの増築 高さ20m超(増築後において、その高さが20mを超えるものとなる場合における増築を含む。)
4 鋼索鉄道の新築及び増築の事業	鋼索鉄道の新築 延長70m超 鋼索鉄道の増築 増築部分の延長70m超
5 索道の新築及び増築の事業	索道の新築 傾斜直長600m超又は起点と終点の高差200m超 索道の増築 増築部分の傾斜直長600m超又は増築部分の起点と終点の高差200m超
6 遊戯施設の新築及び増築の事業	遊戯施設の新築 高さは地上部分の水平投影面積が知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める高さ又は地上部分の水平投影面積(1)を超えるもの 遊戯施設の増築 知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める高さ又は地上部分の水平投影面積(1)を超えるものの増築(増築後において、その高さは地上部分の水平投影面積が知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める高さ又は地上部分の水平投影面積(1)を超えるものとなる場合における増築を含む。)
7 太陽発電施設の新築及び増築の事業	太陽発電施設の新築 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める同一敷地内の水平投影面積の和(1)を超えるもの 太陽発電施設の増築 知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める同一敷地内の水平投影面積の和(1)を超えるものの増築(増築後において、その同一敷地内の水平投影面積の和が知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める同一敷地内の水平投影面積の和(1)を超えるものとなる場合における増築を含む。)
8 道路の新設及び改築の事業	一般国道等(国・県・市町村道)の新設 一般国道等(国・県・市町村道)の改築 農薬用道路の新設 農薬用道路の改築 林道の新設 林道の改築 4車線以上かつ4km以上又は2車線以上かつ8km以上 改良部分4車線以上かつ4km以上又は2車線以上かつ8m以上 車線5.5m以上かつ8m以上 車線を2.75m以上増加(増加後車線5.5m以上)かつ8m以上 幅員4m以上かつ8m以上 改良後の車線4m以上かつ8m以上
9 ガム、堰及び放水路の新築及び改築の事業	河川法第3条第2項のガムの新築 貯水池の水面面積10ha以上
10 鉄道及び軌道の建設及び改良の事業	普通鉄道の建設 普通鉄道の改良 新設軌道の建設 新設軌道の改良 5km以上 改良部分5km以上
11 飛行場及びその施設の設置及び変更の事業	陸上空港等及びその施設の設置 陸上空港等及びその施設の変更 滑走路の新設を伴う陸上空港等及びその施設の変更 滑走路の延長を伴う陸上空港等及びその施設の変更 事業の規模に係る要件なし 事業の規模に係る要件なし 滑走路375m以上延長
12 産業物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業	一般産業廃棄物最終処分場の設置 一般産業廃棄物最終処分場の規模の変更 埋立処分面積3ha以上 埋立処分面積3ha以上増加
13 公有水面その他の水辺の埋立て及び干拓の事業	公有水面の埋立て又は干拓 埋立干拓区域3ha以上
14 土地区画整理事業等の事業	土地区画整理法に規定する土地区画整理事業等(2)
15 土石又は砂利の採取事業	土石等の採取事業 事業の用に供する区域面積3ha以上
16 森林において土地の形質の変更を行う事業	地域森林計画対象民有林において土地の形質の変更を行う事業(太陽光発電施設の敷地、駐車場、資材置場等を整備するために行うものを想定)

1 表1参照

2 「土地区画整理法に規定する土地区画整理事業等」、土地区画整理法に規定する土地区画整理事業、新住宅市街地開発法に規定する新住宅市街地開発事業、新都市基盤整備法に規定する新都市基盤整備事業、流通団地の整備に関する法律に規定する流通業務団地造成事業、墓地又は墓園の造成事業、学校用地の造成事業、レクリエーション施設の用に供するための土地の造成の事業及び宅地の造成の事業

表2

山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例  
施行規則別表一の項イ、六の項イ及び七の項イに規定する工作物の規模の表

市町村	富士山景観配慮地区内の区域	大文字等 法令に基づき指定地域等	建築物の規模	遊戯施設の規模	太陽光発電施設の規模	対応番号 (イ)五
一 富士吉田市	イ 新倉		高さ25m超 高さ13m超 延べ面積1,000㎡超	高さ25m超 高さ13m超 地上部分の水平投影面積1,000㎡超	- 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡超	9 1
	ロ 上暮橋		高さ13m超 高さ13m超 延べ面積1,000㎡超	高さ13m超 高さ13m超 地上部分の水平投影面積1,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡超	10
	ハ 上吉田	(1) 富士山世界遺産全地域(区域立派の区域を除く。) (イ) 一般国道139号(上段交差点)から金馬居交差点までの間に界線の(イ)東側の敷地を有するが当該道路の東側に存する川の左岸または区域及び当該道路の西側(イ)の区域以外の区域	高さ13m超 高さ13m超 延べ面積1,000㎡超	高さ13m超 高さ13m超 地上部分の水平投影面積1,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡超	10
		(2) (1)の区域以外の区域	高さ18m超 高さ20m超 高さ20m超	高さ18m超 高さ20m超 地上部分の水平投影面積1,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡超	10 6
	ニ イからまでの区域以外の区域		高さ20m超 高さ20m超	高さ20m超 高さ20m超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡超	6
二 南巨摩郡身延町	イ 蓋橋	(1) 森林の区域 (2) 本橋湖の南周回道路の山側の敷地境界線から山麓50m以内の区域(1)の区域を除く。及び当該敷地境界線に面した区域(1)の区域を除く。 (3) (1)及び(2)の区域以外の区域	高さ13m超 高さ16m超 高さ16m超 延べ面積1,000㎡超	高さ13m超 高さ16m超 高さ16m超 地上部分の水平投影面積2,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡ 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和2,000㎡超	1 3 2
	ロ イの区域以外の区域	(1) 森林の区域 (2) 本橋湖の南周回道路の山側の敷地境界線から山麓50m以内の区域(1)の区域を除く。及び当該敷地境界線に面した区域(1)の区域を除く。 (3) (1)及び(2)の区域以外の区域	高さ13m超 高さ16m超 高さ16m超 延べ面積1,000㎡超	高さ13m超 高さ16m超 高さ16m超 地上部分の水平投影面積2,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡ 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和2,000㎡超	1 3 2
三 南都留郡西沢町			高さ13m超 高さ13m超 延べ面積1,000㎡超	高さ13m超 高さ13m超 地上部分の水平投影面積2,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡ 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和2,000㎡超	1 1
四 南都留郡忍野村			高さ13m超 高さ13m超 延べ面積1,000㎡超	高さ13m超 高さ13m超 地上部分の水平投影面積1,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡ 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡超	7 1
五 南都留郡山中湖村	イ 山中字北島、字藤原、字吉木道下、字萩原、字見通下、字出口道下、字沖紙橋、字新堀及び字梨川		高さ15m超 高さ10m超 高さ13m超	高さ15m超 高さ10m超 地上部分の水平投影面積1,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡ 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡超	4
	ロ イの区域以外の区域	(1) 森林の区域 (2) 山中湖の南周回道路の山側の敷地境界線から山麓50m以内の区域(1)の区域を除く。及び当該敷地境界線に面した区域(1)の区域を除く。 (3) (1)及び(2)の区域以外の区域	高さ15m超 高さ15m超 延べ面積1,000㎡超 延べ面積3,000㎡超	高さ15m超 高さ15m超 高さ15m超 地上部分の水平投影面積1,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡ 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和2,000㎡超	1 3 2
六 南都留郡鳴沢村			高さ20m超 高さ20m超	高さ20m超 高さ20m超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡ 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡超	6
七 南都留郡富士河口湖町	イ 船津、小立、勝山及び大沢	(1) 河口湖の南周回道路の山側の敷地境界線から山麓50m以内の区域及び当該敷地境界線に面した区域 (2) 富士河口湖町景観計画の湖水・湖岸景観形成地域(1)の区域を除く。 (3) 富士河口湖町(イ)富士山景観形成地域、(2)景観計画の市街地、田圃集落街地、田圃集落景観形成地域(1)の区域を除く。	高さ16m超 高さ16m超 高さ16m超 延べ面積3,000㎡超	高さ16m超 高さ16m超 高さ16m超 地上部分の水平投影面積2,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和2,000㎡ 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡ 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡	3 5 8
		(イ) 富士山景観形成地域、(2)富士五湖景観形成地域、(1)の区域を除く。	高さ15m超 高さ16m超 高さ16m超	高さ15m超 高さ16m超 高さ16m超	-	8 8 8
		(イ) 富士河口湖町(イ)富士山景観形成地域、(2)景観計画の森林景観形成地域、(1)の区域を除く。	高さ15m超 高さ16m超 高さ16m超 延べ面積1,000㎡超	高さ15m超 高さ16m超 高さ16m超 地上部分の水平投影面積1,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡ 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡ 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡	10 10 10
		(イ) 市街地(2)	高さ18m超	高さ18m超	-	10
ロ 浅川、河口、大石、長沢、西海、西海、西、西海湖、精進及び本橋	(1) 森林の区域 (2) 河口湖、西海、精進湖又は本橋湖の南周回道路の山側の敷地境界線から山麓50m以内の区域(1)の区域を除く。及び当該敷地境界線に面した区域(1)の区域を除く。 (3) (1)及び(2)の区域以外の区域		高さ13m超 高さ16m超 高さ16m超 延べ面積3,000㎡超	高さ13m超 高さ16m超 高さ16m超 地上部分の水平投影面積2,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡ 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡ 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡	1 3 3
ハ 富士ヶ嶺			高さ16m超 高さ15m超 高さ15m超	高さ16m超 高さ15m超 高さ15m超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和2,000㎡ 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡ 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡	2 4 4

1 富士山景観配慮地区及び建造物等規模要件区域、との対応番号

2 富士根根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針に規定するもの

表2備考

- 富士山世界遺産保全地域、とは、富士吉田市富士山世界遺産条例(平成20年富士吉田市条例第39号)第4条第1項に規定する富士山世界遺産保全地域をいう。
- 「国立公園」とは、自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第2号に規定する国立公園をいう。
- 「森林」とは、森林法(昭和26年法律249号)第5条第1項に規定する地域森林計画の区域をい。
- 「本橋湖の南周回道路」とは、二級河川本橋湖の外縁部又はその付近を再周する道路で次に掲げる道路からなる道路をいう。  
イ 一般国道100号(南都留郡富士河口湖町大字本橋湖内の一級普通道本橋湖幹線との交差点から南巨摩郡鳴沢町大字中ノ倉地内の一級普通道本橋湖幹線との交差点までの区間に限る。)  
ロ 一般普通道本橋湖幹線(全区間)
- 「山中湖の南周回道路」とは、一級河川山中湖の外縁部又はその付近を再周する道路で次に掲げる道路からなる道路をいう。  
イ 一般国道138号(南都留郡身延町大字相田交差点から相田丘交差点までの区間に限る。)  
ロ 一般国道413号(南巨摩郡身延町大字山中湖自転車道線との交差点から山中湖自転車道線との交差点までの区間に限る。)
- 「河口湖の南周回道路」とは、一級河川河口湖の外縁部又はその付近を再周する道路で次に掲げる道路からなる道路をいう。  
イ 一般国道137号(一般普通道青木ヶ原湖幹線との交差点から主要地方道河口湖精進湖線との合流点までの区間に限る。)  
ロ 主要地方道河口湖精進湖線(一般国道137号との交差点から南都留郡富士河口湖町大字長浜内の一級普通道青木ヶ原湖幹線との交差点までの区間に限る。)
- 「主要地方道青木ヶ原湖幹線」とは、指針第2条第1項第1号に規定する富士山景観形成地域をいう。
- 「主要地方道河口湖精進湖線」とは、指針第2条第1項第2号に規定する富士山景観形成地域をいう。
- 「市街地」とは、指針第2条第1項第3号に規定する市街地をいう。
- 「西海湖の南周回道路」とは、二級河川西海湖の外縁部又はその付近を再周する道路で次に掲げる道路からなる道路をいう。  
イ 主要地方道河口湖精進湖線(南都留郡富士河口湖町大字西海湖内の一級普通道青木ヶ原湖幹線との交差点から町道117号線との交差点までの区間に限る。)
- 「精進湖の南周回道路」とは、二級河川精進湖の外縁部又はその付近を再周する道路で次に掲げる道路からなる道路をいう。  
イ 主要地方道河口湖精進湖線(町道1017号線との交差点から南都留郡富士河口湖町大字西海湖内の主要地方道河口湖精進湖線との交差点までの区間に限る。)
- 「精進湖の南周回道路」とは、二級河川精進湖の外縁部又はその付近を再周する道路で次に掲げる道路からなる道路をいう。  
イ 一般国道139号(赤池交差点から一般普通道精進湖幹線との合流点までの区間に限る。)  
ロ 一般普通道精進湖幹線(全区間)